

秋田県告示第45号

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、令和7年度に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第2項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第2項の規定による総合評定値の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。

令和7年2月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請等の時期又は期限日及び方法

(1) 申請等の時期又は目安日

ア 面談申請の場合

対 象	時 期
個人及び決算期の属する月が令和6年10月から同年12月までである法人	令和7年3月5日及び同月6日
決算期の属する月が令和7年1月から同年3月までである法人	令和7年6月12日及び同月13日
決算期の属する月が令和7年4月から同年6月までである法人	令和7年9月11日及び同月12日
決算期の属する月が令和7年7月から同年9月までである法人	令和7年12月4日及び同月5日

イ 電子申請の場合

対 象	目 安 日
決算期の属する月が令和6年10月である法人	令和7年3月5日
決算期の属する月が令和6年11月である法人	令和7年4月7日
個人及び決算期の属する月が令和6年12月である法人	令和7年5月7日
決算期の属する月が令和7年1月である法人	令和7年6月5日
決算期の属する月が令和7年2月である法人	令和7年7月7日
決算期の属する月が令和7年3月である法人	令和7年8月5日
決算期の属する月が令和7年4月である法人	令和7年9月5日
決算期の属する月が令和7年5月である法人	令和7年10月6日
決算期の属する月が令和7年6月である法人	令和7年11月5日
決算期の属する月が令和7年7月である法人	令和7年12月5日
決算期の属する月が令和7年8月である法人	令和8年1月5日
決算期の属する月が令和7年9月である法人	令和8年2月5日
決算期の属する月が令和7年10月である法人	令和8年3月5日

(2) 申請等の方法

ア 面談申請の場合

主たる営業所の所在地を所管する各地域振興局総務企画部総務経理課に2の書類を持参して提出すること。

イ 電子申請の場合

建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおいて2の書類内容を入力又は添付すること。

2 申請等に必要書類

(1) 申請書又は請求書

省令別記様式第25号の14による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書

(2) 添付書類

ア (1)の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る省令別記様式第2号による工事経歴書

イ 省令別記様式第25号の13による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限り。）

3 手数料及びその納付方法

(1) 手数料の額

ア 経営規模等評価申請手数料の額

8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

イ 総合評定値通知請求手数料の額

400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

(2) 納付方法

ア 面談申請の場合

申請等をする際、秋田県証紙又は窓口キャッシュレス決済により納付すること。

イ 電子申請の場合

申請等をする際、Pay-easyにより納付すること。

- 4 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知
省令別記様式第25号の15による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書を郵送により通知する。
- 5 経営規模等評価に係る再審査
法第27条の28及び省令第20条第2項に規定する者は、(1)及び(2)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。
- (1) 申立ての時期及び方法
- ア 法第27条の28に規定する者
- (ア) 面談申請の場合
経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に秋田県建設部建設政策課に(2)の書類を持参して提出すること。
- (イ) 電子申請の場合
経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に(2)の書類内容を建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおいて入力又は添付すること。
- イ 省令第20条第2項に規定する者
- (ア) 面談申請の場合
同項に規定する評価方法の改正の日から120日以内に1(2)の各地域振興局総務企画部総務経理課に(2)の書類を持参して提出すること。
- (イ) 電子申請の場合
同項に規定する評価方法の改正の日から120日以内に(2)の書類内容を建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおいて必要事項を入力又は添付すること。
- (2) 申立てに必要な書類
- ア 省令別記様式第25号の14による経営規模等評価再審査申立書
- イ 経営規模等評価結果通知書(省令第20条第2項の規定により申立てをする場合は写し)
- ウ 総合評定値通知書(総合評定値の通知を受けた場合に限る。省令第20条第2項の規定により申立てをする場合は写し)
- エ 省令別記様式第25号の13による経営状況分析結果通知書(省令第20条第2項の規定により申立てをする場合で、再審査前の総合評定値の通知を受けた場合に限る。)
- オ 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類(法第27条の28の規定により申立てをする場合に限る。)
- (3) 再審査の結果の通知
省令別記様式第25号の15による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)を郵送により通知する。

6 問合せ先

機 関 名	連 絡 先
秋田県建設部建設政策課建設業チーム	郵便番号018-8570 秋田市山王四丁目1番1号 018-860-2425
秋田県鹿角地域振興局総務企画部総務経理課 総務経理チーム	郵便番号018-5201 鹿角市花輪字六月田1番地 0186-22-0456
秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課 工事契約チーム	郵便番号018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 0186-62-1252
秋田県山本地域振興局総務企画部総務経理課 総務経理チーム	郵便番号016-0815 能代市御指南町1番10号 0185-52-6203
秋田県秋田地域振興局総務企画部総務経理課 工事契約チーム	郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 018-860-3444
秋田県由利地域振興局総務企画部総務経理課 総務経理チーム	郵便番号015-8515 由利本荘市水林366番地 0184-22-5431
秋田県仙北地域振興局総務企画部総務経理課 工事契約チーム	郵便番号014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 0187-63-3204
秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課 総務経理チーム	郵便番号013-8502 横手市旭川一丁目3番41号 0182-32-1164
秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課 総務経理チーム	郵便番号012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 0183-73-8197